



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 井口 奈緒子
(兵庫県弁護士会所属)



第157回 フリーランス新法が施行されました

1 フリーランス新法の施行

2024年11月1日、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「新法」といいます）が施行されました。

第152回（5月20日掲載「フリーランス新法とは」）において、概要を説明させていただきましたが、本稿では、業務を委託する側の事業者（委託事業者）において留意すべき事項のポイントを少し踏み込んでご紹介したいと思います。

2 適用対象となる取引（下請法との違い）

新法は、委託事業者が「特定受託事業者¹」（いわゆるフリーランス）に対し、物品の製造・加工、情報成果物の作成、役務の提供を委託する場合の取引について、適用されます。

役務の提供を委託する場合においては、委託事業者が他者に提供する役務だけでなく、自ら用いる役務についても適用対象となる点には留意すべきです。この点は下請法と異なります。

たとえば、顧客への製品の運送を運送業者に委託した場合、当該製品が自社製品で、運送中は自社に所有権がある場合（顧客へ製品を引渡した時点で顧客に所有権が移転する場合など）は、下請法の適用はありませんが、新法の適用はあるということになります。

3 取引条件の明示

(1) 委託事業者は、「特定受託事業者」に対し業務委託をした場合は、直ちに、特定受託事業者の給付（提供される役務）の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により明示しなければなりません（新法3条1項）。

(2) 上記のうち、「給付の内容」については、品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要があるとされています。しかし、取引の性質上、業務委託をした時点で正確な委託内容を決定することができない場合もあります。ソフトウェアの作成委託において、委託時には最終ユーザーが求める仕様で確定して

いない場合などですが、このような場合は、委託時において、当該委託内容が定められない理由と、当該内容を定めることとなる予定期日を明示し、その後、当該内容が定められた段階で、直ちに明示することでよいとされています。

(3) 実務上は、知的財産権の帰属についてのトラブルが多く生じています。業務委託の目的である使用の範囲を超えて知的財産権を譲渡・許諾させる際には、譲渡・許諾の範囲も、「給付の内容」の一部として明確に記載する必要がありますが、また、当該譲渡・許諾の対価についても「報酬の額」に加えて記載する必要があります。

仮に、上記のように明示することなく、「特定受託事業者」に発生した知的財産権を「無償で」譲渡・許諾させた場合には、不当な経済上の利益の提供要請（新法5条2項1号）に該当し、公正取引委員会による勧告の対象となる可能性がありますので、特に注意が必要です。

4 再委託の場合の報酬支払期日

委託事業者が他の事業者から委託を受け、特定受託事業者に再委託した場合の報酬の支払期日は、例外的に、元の委託業務の対価の支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内とされています（新法4条3項）。

しかし、再委託の場合に必ず適用されるわけではなく、通常明示すべき事項に加えて、①再委託である旨、②元委託者の名称（識別できるもの）、③元委託業務の対価の支払期日を明示する必要がある点に留意すべきです。

5 最後に

このほか、新法では、下請法と同様の禁止事項が定められ、共通する点も多くありますが、事業者として遵守すべき事項としては当然のことを規定しているものといえます。

新法の施行を機に、今一度、御社における取引の実態を確認していただき、改めて取引の適正化を図っていただくことが重要と考えます。

¹ 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの、のいずれかに該当するものをいいます（新法2条1項）。